別　紙

令和４年１２月　日

保護者様へ　　新潟市こども未来部保育課

インフルエンザの場合の登園について

インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

発症した後５日を経過し、かつ、乳幼児の場合は解熱した後３日を経過するまで

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

インフルエンザについては、これまで登園許可証明書を医療機関より記入いただいておりましたが、当面の間は登園許可証明書の記入を医療機関へ求めないようお願いいたします。

（診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。）

当面の間、医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、以下の療養解除届（インフルエンザ用）を保護者が記入し、施設へ提出してください。

療養解除届（インフルエンザ用）　※保護者が記入してください。

施設名　幼保連携型認定こども園　おひさま　クラス＿＿＿＿＿＿＿＿

園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過しましたので　　年　　月　　日より登園いたします。

診断を受けた医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿

発　症　日：　　月　　日
解熱した日：　　月　　日
登　園　日：　　月　　日

（例）12/8から登園可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	3日目
			解熱			

令和　　年　　月　　日　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿